

裁 決 書

[REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成22年2月2日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定に基づく生活保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

四日市市社会福祉事務所長が、平成22年1月29日付けで請求人に対し、生活保護廃止決定処分を取り消す。

不服の要旨

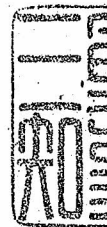
1 審査請求の趣旨

四日市市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成22年1月29日付けで請求人に対して行った生活保護廃止決定処分（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

生活保護廃止決定の理由に納得できない。指示・指導に従わないとして生活保護が廃止になったが、全てに従えと言われても都合があり出来ることと出来ないことがある。生活保護の再開を求める。

裁決の理由



1 認定した事実

本件については、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、請求人が金銭が無く生活が困窮していることを理由に、平成21年7月6日から生活保護を開始する決定をした。
- (2) 処分庁は、平成21年7月14日、請求人と面接し同月9日付け就労指示の文書を手交した。
- (3) 処分庁は、請求人に対して、平成21年9月18日、同年10月15日を期限とした就労の指示を同年9月14日付け文書にて行った。これに対して請求人は、期限を過ぎても報告を行わなかった。
- (4) 請求人は、平成21年10月26日、処分庁を訪れ、処分庁の担当者に対して現況等の説明をし、処分庁は保護の継続を決定した。
- (5) 処分庁は、平成21年11月25日付けで、法第27条の規定に基づき「経済的自立を前提とした就労を指示しますので、下記の期日（平成22年1月15日）までに就労先を決定の上、すみやかに当所へ報告」すべき旨の指示（以下「本件指示」という。）を文書で行ったが、期限を過ぎても、請求人は来庁せず、連絡もしなかった。
- (6) 処分庁は、請求人に対し、平成22年1月21日付け文書で法第62条第4項の規定に基づき、平成22年1月29日に弁明の機会を与えたが、請求人は来庁せず、連絡もしなかった。
- (7) 処分庁は、請求人が法第27条の規定に基づく本件指示に従わず、また、法第62条第4項の規定に基づく弁明もなかったことから、法第62条第3項の規定に基づき平成22年2月1日付けで、請求人の生活保護を廃止した。

2 判断

- (1) 法第27条は、保護の目的を達成するため、保護の実施機関は、被保護者に対して、「生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」と規定している。

これは、単に機械的に保護費等を支給するだけでなく、漏給、濫給等の発見、防止及び是正を行い、また保護費等が真に法の目的とする最低生活の維持のために十分に利用、消費され、ひいては被保護者の自立が助長されるよう、実施機関が被保護者に対して働き掛けること

を定めた規定である。

- (2) そして、法第62条第1項は、被保護者の義務として、保護の実施機関が、法第27条の規定により、被保護者に対し必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないことを、法第62条第3項は、被保護者が同条第1項の遵守義務に違反した場合に保護の変更、停止又は廃止をすることができる旨をそれぞれ定めている。

法施行規則第19条は、その運用について、法第27条の指示が、口頭による指示ではなく、書面による指示でなければ、実施機関は法第62条第3項の権限を行使してはならない旨を定め、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日 社発第246号厚生省社会局長通知）第11-2は、法第27条の指示は原則として口頭により行うものとし、口頭による指示で目的を達せられなかった場合や目的を達せられないと認められる場合等口頭によりがたいときに文書による指導指示を行うものと定めている。

これらの運用は、法第62条第3項による保護の停廃止等が被保護者の生活に関わる重大な不利益処分であることにかんがみ、指導指示の遵守義務違反があった場合においても直ちに停廃止等の処分を選択するのではなく、再度義務を遵守させる機会を与えるとともに、当該指導指示の内容を明確にするべく書面をもって被保護者に知らせ、それでも違反した場合に初めて処分を行うことができるとするのが妥当であるとの趣旨で定められたものと解される。

したがって、法第27条の指示は、保護支給開始後、実施機関が保護費の利用状況や就労状況等を継続的に把握した上で必要があると認めた場合に、まずは口頭により行い、続いて書面により行うのが原則である。

- (3) 処分庁は、本件指示を請求人に対して行うに先立って、平成21年7月9日付け及び同年9月14日付けの文書指示並びに同年10月26日に口頭にて請求人に対する指導らしきことをしている事実は確認できるものの、「経済的自立を前提とした就労を指示しますので、下記の期日（平成22年1月15日）までに就労先を決定（せよ）」とまでする本件指導に至る直接的な指示を口頭により行った事実は確認できない。また、口頭によりがたいことの検討が行われた事実も確認ができない。

そもそも、本件指示に先立ってなされた平成21年7月9日付け及び平成21年9月14日付けの文書指示自体、適切なものとは言い難く、その弁明のための請求人の同年10月26日の来庁を本件指示に先立つ口頭の指示と認めることはできない。

よって、本件指示は、文書指示の前に口頭による指示が行われておらず、その手続の面において、法第27条に反し違法である。

- (4) また、内容面においては、法第27条の趣旨からすると、前記(1)で述べたとおり「被保護者の自立が助長されるよう、実施機関が被保護者に対して働き掛ける」べきものであり、将来的に就労し、自立できるようにと働き掛けるのが本来のやり方であり、そうではなく、「経済的自立を前提とした就労を指示しますので、下記の期日までに就労先を決定」などと期限を設けたうえ、直接的に就労することを求める本件指示はそれ自体、法第27条の趣旨に反するものである。
- (5) そして、このような本件指示の内容は、請求人のみならず本人の努力のみでは期限までの実現が不確実な指示であるから、それに従わなかったとして法第62条第3項の規定を根拠に保護を廃止することは、裁量権の逸脱、濫用があると言うべきである。

よって、本件指示に従わなかったとして法第62条第3項により、保護を廃止した原処分は、処分庁の裁量の範囲を逸脱し違法である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成22年6月2日

三重県知事 野 呂 昭 彦

